

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第20回）議事概要

### 1 日時

平成24年10月2日（火）午後2時から午後4時55分まで

### 2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），  
龍岡資晃，梶井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，植村稔刑事局長，小林宏司審議官

### 4 進行

#### (1) 裁判員裁判の実施状況について

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成24年7月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

#### (2) 「裁判員等経験者に対するアンケート」調査結果報告書（平成24年1月～6月分）について

植村刑事局長から，資料3及び4に基づき，平成24年1月から6月までの裁判員等経験者に対するアンケート調査結果についての報告がされた。また，アンケート結果については，これまでも集計後に検察庁や弁護士会に交付していたが，事件終局後速やかに，個人情報に関する部分を除いたアンケートの写しを交付することができるよう，現在検討を進めているとの報告がされた。

（小野委員）

弁護人の法廷での説明等については，「わかりにくかった」とする回答

率が増加している。これまでも研修に力を入れてきたが、それが分かりやすさにつながっておらず、深刻な状況であると受け止めている。

### (3) 裁判員等経験者に対するアンケートについて

植村刑事局長から、裁判員等経験者に対するアンケートの質問項目の変更等について、次のとおり事務局案の説明がされた。

現在のアンケートでは、問4で検察官、弁護士及び裁判官のそれぞれの法廷での説明等の分かりやすさを問い、問5で法廷での手続全般につき理解しにくかった点があった場合におけるその理由を問うているが、2つの改訂案はこれを次のとおり改めるものである。

まず、第1案は、問4で、審理の中で分かりにくいと感じた原因を問うこととし、検察官や弁護士に関するもの、証人や被告人に関するもの等に分類して質問を構成するというものである。具体的には、検察官や弁護士に関する事項と証人や被告人に関する事項のそれぞれについて、審理の中で分かりにくさを感じた原因として当てはまる選択肢（話し方に問題があった、説明が詳しすぎた等）を選び、検察官や弁護士に関する事項については、さらに、それが検察官に当てはまることであるのか、弁護士に当てはまることであるのか、双方に当てはまることであるのかをチェックするという案である。なお、裁判官の説明の分かりやすさの有無については問5で質問することとする。

第2案は、問4で、訴訟当事者の活動の改善に資するものと思われる事項について問うこととし、個別の質問（話し方に問題があった、質問の意図・内容が分かりにくかった等）ごとに「はい」か「いいえ」で答えてもらうというものである。訴訟当事者の活動の改善に資するための情報を収集するという観点からの案であるため、証人や被告人に関する事項は、質問中に盛り込まない。なお、裁判官の説明の分かりやすさの有無については、第1案と同様に問5で質問することとする。

(今田委員)

検察官及び弁護人について尋ねる問いと、裁判官について尋ねる問いとに分けた点について、この変更による影響が出ることを指摘したい。

特に、これまで分かりやすかったとの回答が多かった裁判官とは比較されなくなるので、弁護人について分かりやすかったとする回答が増えるのではないかと予想している。

また、第1案と第2案のいずれが良いかという点については、第1案は、審理の中で分かりにくいと感じたことがあったと仮定してその原因を聞くという、回答することが難しい質問形式である。しかも、その原因が検察官、弁護人の一方又は双方にあるのかをチェックするという点でも、ますます答えにくい形式である。これに対し、第2案は、回答者にとって分かりやすく、答えやすいので良い。

(酒巻委員)

裁判官について尋ねる問いを分けたことにより、どのような調査結果となるのか興味深い。

また、第1案と第2案のいずれが良いかという点については、第2案のほうが単純で分かりやすいので良い。

(内田委員)

第1案は、検察官と弁護人を比較しながら分かりにくさの原因を特定しなければならないという点で構造が複雑であり、裁判員等に負担をかけるのではないか。他方、第2案は分かりやすく、また、集計もしやすいと思われる。

(榊井委員)

第1案の問4では、審理の中で分かりにくいと感じた点につき、証人や被告人に関する事項も選択肢として挙げられているが、第2案の問4ではこの事項に触れていない。様々な要素が総合して審理が分かりにくくなることを考えると、証人や被告人に関する事項は、そのような要素として把握してお

きたい内容ではないか。

(岩橋委員)

第2案も良いと思うが、これに、証人や被告人に関する事項として、証人や被告人の話し方に問題があったか、医師等の専門家証人の専門用語が難しかったか、証人や被告人が話す内容が分かりにくかったかについて、「はい」、「いいえ」で答える質問を加えてはどうか。特に専門家証人の話し方や話す内容が分かりにくい場合には、証人との事前準備や検察官の尋問の仕方の問題がある可能性がある。検察官としては、後日別の事件でも同じ専門家を証人として尋問するかもしれないので、知っておきたい。

(龍岡委員)

第2案が良いと思うが、これに、証人や被告人に関する事項を追加すれば、検察官や弁護人は自らの活動について参考にすることができるので、質問の仕方を工夫して第2案に追加すると良いのではないか。

(小野委員)

第2案の内容は分かりやすいが、証人や被告人の話し方に問題があったかという質問があれば、そのアンケート結果から質問の仕方が良かったのかを振り返ることができるので、このような質問を第2案に加えられないか。

(酒巻委員)

証人や被告人が話す内容が分かりにくかったかという質問は、裁判員等の心証や評議の内容が反映されてしまうおそれがあることから、良くないのではないか。

また、尋問の仕方が良かったかを把握するために証人や被告人の話し方に問題があったかという質問を加えるという点についていうと、尋問の仕方が良かったかどうかは、検察官や弁護人自身が実感として分かるものであるから、このような質問を加える必要はないのではないか。尋問の仕方に関する事項については、第2案でも、検察官と弁護人がした証人や被告人に対す

る質問の意図・内容がわかりにくかったかという質問が含まれているところである。

(今田委員)

証人や被告人の話し方の分かりやすさは、質問する側の検察官や弁護士と、質問される側の証人や被告人との双方の問題であるが、アンケート結果を見て改善することができるのは検察官や弁護士の質問の仕方ということになるから、第2案で足りているのではないか。

(椎橋座長)

専門家証人に関する事項は、第2案であっても、自由記載欄に記載してもらおうことも可能であろう。

(榊井委員)

証人や被告人の話し方に問題があったかどうかは、検察官や弁護士の尋問の仕方によって左右されるというのならば、第2案が良いと思う。

(小野委員)

確かに、証人や被告人の話し方に問題があったかどうかは、検察官や弁護士の質問の仕方を尋ねている第2案に含意されていると見ることもできる。

(椎橋座長)

第2案が分かりやすく、証人や被告人に関する事項も、第2案の質問項目で一定程度捕捉できそうである。そこで、事務局作成の第2案を軸に、委員の御意見も参考にしながら、新しい調査項目案を確定するというところで、異論はないか。

(異議なく了承された。)

事務局においては、第2案を軸に質問項目を修正し、平成25年のアンケートを実施していただきたい。

(4) 3年後検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表について

ア 全体について

植村刑事局長から、裁判員法施行3年後の検討に向けた裁判員裁判実施状況の検証報告書（以下「報告書」という。）について、概要、以下のとおり説明された。

裁判員裁判対象事件の全体的状況について、検証の前提となる基礎データである、対象事件数の規模等について示す。

選任手続については、裁判員の選任手続において国民の過重な負担を回避するための工夫や、選任された裁判員全体の構成などを示す。

公判準備については、主に公判前整理手続の長期化やその原因について検討する。

公判については、審理、評議及び判決について現状を分析し、今後の課題等について取り上げる。

その他、特殊な事件や上訴審の状況等について、それぞれ現状を分析し、課題が浮かび上がるものについてはその課題を指摘する。

報告書の本文と図表について、現在検討中であり、本日の御議論を踏まえ、さらに検討していきたい。

（椎橋座長）

ただいまの説明について、まず、報告書の構成などの全体的な点につき、御意見をいただきたい。

（酒巻委員）

統計資料を充実させることは評価できる。とりわけ公判前整理手続の期間等の問題点の所在を指摘し、分析を示すことは、今後の法曹三者の努力目標の素材として良いと思う。

（龍岡委員）

問題状況について客観的な資料をベースに分かりやすくまとめることは良いと思う。問題状況については、法曹三者が克服していくべきところだろう。

( 榊井委員 )

今後の課題について，人証化の方向性を強く書いても良いのではないか。また，裁判員を経験した国民の受け止め方は，制度施行から平成24年5月末までで，「非常に良い経験」「良い経験」を合わせて95.4%である。これは，日本における裁判員制度施行にあたっての歴史的事実である。それゆえ，冒頭に触れておくのが良いのではないか。

( 小野委員 )

一般人の読者も想定して文章を検討すべきである。

( 内田委員 )

一般の方にも読みやすいよう工夫すると良い。

( 岩橋委員 )

個別の点については後ほど意見を述べたいと思うが，全体的な構成は良いのではないか。

( 今田委員 )

情報として頭にすっきりと収まるような章構成に工夫して欲しい。

( 植村刑事局長 )

章構成については，目次の作り方などで工夫してみたい。

## イ 公判準備について

( 椎橋座長 )

続いて，委員の関心が高いと思われる部分を中心に議論を進めたい。まず，裁判員裁判の公判準備について御議論いただきたい。

( 小野委員 )

報告書に記載すべきかどうかは別として，公判前整理手続が長期化する原因としては，次のような事情もあると思われる。

まず，制度として，選定から選任までに6週間おくことが必要なので，そのために審理期間が多少長くなるのはやむを得ない。また，刑事部の

少ない裁判所だと公判期日を確保するのが難しいため、少し先に確保した期日に合わせて、公判前整理手続も少しゆっくり進めてしまうということもあると聞く。年末年始、年度の変わり目、夏季は期日が入りにくいという事情もある。

弁護人の予定主張記載書面提出までの期間が長いという指摘があり、それ自体は否定できないが、その原因としては次のようなものもある。

まず、自白事件であっても、裁判所から詳しい予定主張を求められた例があると聞いている。また、被告人が証拠の内容を知って否認から自白に転じた事件では、本当に自白事件として進めてよいのか検討が必要になるとも言われている。弁護人の主張に変更があった場合、そのことが検察官から被害者参加人に伝わって誤解を与えたり、被告人質問で検察官に追及されたりする可能性もあるので、主張の変更はなるべく避けたいという意識も生じると思う。このほか、弁護側の情状主張は従前よりも踏み込んだものにしないと、裁判員に受け止めてもらいにくいという面もある。例えば、更生環境を整えるため、社会復帰時の受入先を確保するといったことが増えており、その準備には時間がかかることもある。

( 栃木オブザーバー )

最近では、ある程度見込みが立てば、早い段階から公判期日を仮予約する運用を行っている。公判前整理手続が終わってから公判期日を入れるかつての運用では、公判前整理手続の終了から2か月後でもなかなか公判期日が入らなかった。仮予約をすると、準備がスムーズに進むという状況が見られるが、これは、仮予約した期日を目標とした準備をしようという意識が出てくるためだと思う。

刑事部の少ない裁判所の話もあったが、弁護人の都合でなかなか期日が入らないこともある。



公判期日の仮予約によって、いろいろな問題が解決することがわかってきたので、全体としては改善していくのではないかと予想している。

（岩橋委員）

検察官手持ち証拠の任意開示について、最高検は、弁護人の類型証拠開示請求が十分予想され、かつ、請求があれば当然開示することになる証拠については、請求を受ける前に任意に開示するよう指導しており、これに従った運用が広く行われていると認識している。

（栃木オブザーバー）

本年4月以降、東京地方裁判所では任意開示に消極的な運用が見られたので、法曹三者の協議会で問題提起したところ、4月に転入した検察官が東京での運用をよく知らなかったため、そのような対応をした例があったと聞いた。全国的には、任意開示についての指導が徹底されていない庁もあるのではないか。

（植村刑事局長）

この点については、実態を調査したい。

（岩橋委員）

検察官の証明予定事実記載書面の提出に要する期間は、短縮化する傾向が見られる。

また、弁護人の予定主張記載書面の提出までの期間が短くならない理由として、検察官による証拠開示の問題もあると指摘されることがあるが、その関係がよく分からない。

（植村刑事局長）

類型証拠開示に時間を要することもあり、その結果弁護人の書面提出までの期間が長くなる事件もあるという認識である。

（岩橋委員）

法曹三者による主張・証拠整理の長期化については、両当事者の対立

の先鋭化も一つの原因かもしれないが、裁判所の訴訟運営の在り方の問題もある。

( 栃木オブザーバー )

裁判所もきちんと手続を主宰していかなくてはならないということは、御指摘のとおりであるが、どこまで詳しい主張をするかについて、当事者の見解が一致しないことはあると思う。

( 酒巻委員 )

両当事者だけの問題ではなく、裁判所のマネジメントの反映であるから、当事者任せだと公判前整理手続が進まない。このこと、すなわち裁判所の責務を当然の前提に、主張・証拠整理の期間の長期化の原因について、法曹三者に対する指摘がされることになるのではないか。

( 榎井委員 )

自白事件について、裁判員裁判の運用の何が問題でどのように固まっていないから法曹三者の打合せの期間が長期化しているのかを具体的、論理的に書くべきであり、曖昧でムード的な表現にならないようにすべきである。

裁判員裁判のあるべき姿についての法曹三者の意識が不十分であるという問題が根底にあるから公判前整理手続が長期化していると私には思われるので、そのような現状について指摘がされる必要があると思う。

( 龍岡委員 )

自白事件については、情状立証をどの範囲でどの程度やるかが影響を与えようが、事件によって違いがあるので、運用が固まっていないということ以上の具体的な指摘は難しいのではないか。

( 榎井委員 )

結局のところ、裁判員制度の目指すところは、事件の核心をいかに法曹三者が把握し、公判での立証の中心とするかということである。その

点が不十分であるという指摘は可能なのではないか。

(植村刑事局長)

個別の事件において何を核心とみるかについて、法曹三者で考え方が違うことはよくある。その場合、考え方を一致させるのではなく、考え方が違って、その限度での主張ならば理解できるというところで主張を整理していく。そのような整理によって、事件の判断を分ける本質的な点を捉えるようにしたいが、そのための運用の在り方が固まっていない。その趣旨をどのように書くかということだと考えている。

(椎橋座長)

どのように表現するか事務局で検討していただきたい。

ウ 公判について

(椎橋座長)

続いて、公判に関する部分について御意見を伺いたい。

(岩橋委員)

証拠調べについて、かつては検察官に書証への依存傾向があったかも知れないが、今は相当に改善されている。最高検としても、証人尋問について柔軟に対応するようと言っているし、人証による場合も増えてきていると聞いている。また、否認事件においては、これまで書証に依存する傾向はなかったのではないか。

検察官としてもできるだけ協力していることを踏まえた記載となるよう配慮して欲しい。

(小野委員)

最近では、裁判所は人証を中心とした立証を行うように方向を変えつつあることには異論はないが、始めからそのように求めてきたということではないのではないか。

(植村刑事局長)

裁判員裁判の証拠調べの在り方として、制度施行準備段階では、公判中心の、直接主義・口頭主義を徹底した形が必要であろうということに、法曹三者の間で基本的に共通の認識があったと考えているが、具体的な訴訟の中でどの程度証人で立証するのかについては必ずしも詰められていたわけではない。

制度施行後間もない時期には検察官の書証への依存傾向が是正されず、弁護側も、事実関係を争わない限り、主要な事件関係者であっても供述調書を同意するという裁判官裁判時代のスタンスを大きく変えることはなかった。その結果、制度施行後も書面による立証を中心とする旧来型の運用が主流となってきた。

このような傾向に対し、近時、裁判所が証人を中心とした立証を求めるようになったと認識している。

( 梶井委員 )

裁判所にも書証への依存傾向があり、裁判所の意識も変えていかなくはならないという視点も必要である。

( 栃木オブザーバー )

自分たちも書証への依存傾向があったことを反省して、証人中心という方向に去年くらいから踏み出した。裁判員裁判の開始前から、公判中心の直接主義・口頭主義を徹底した証拠調べの必要性は共通認識になっていたものの、当初は、供述調書をコンパクトにすれば、朗読時間も短く、裁判員は理解できるのではないかと言われていた。しかし、コンパクト化が不十分で朗読時間が長いものが出てきたので、供述調書によって公判廷で心証を取るのには限界があり、原点に戻って、やはり証人中心の立証を行わなければならないのではないかと考えるようになった、というのが大きな流れだと思う。

我々はまだまだ人証を中心とした自白事件の審理の運用の在り方・ノ

ウハウを確立していない状況にある。

否認事件について、書証依存の傾向は元々なかったのではないかということだが、証人尋問でも書証に書かれていることを全てそのまま反映させようとする尋問が行われていて、これは形を変えた書証依存ではないかと思っている。

裁判所としても、公判中心主義というのは、単に証人に語ってもらうことだけなのか、もっと基本は法廷で見て聞いてわかる審理、それを作るの方がポイントなのではないかということで、今議論しているところである。

(岩橋委員)

検察官も一度調書を取るとそのとおりに答えてもらわなくてはならないという考えを捨て、この証人から何を聞き出せばよいのかというポイントを突いた質問をしなくてはならない。今後は尋問技術の向上が検察にとっての大きな課題である。

立証の負担という意味では、一番の問題は出頭確保である。一般的に言って、自白事件で被害者に出頭してもらうのは困難であることが多く、そこを理解して欲しい。法教育の問題にもつながると思うが、被害者や目撃者になれば裁判所に行くものだという意識が乏しい。今は、検察官が取調べ等の際に、証人として出廷の可能性があることを伝え、その意向を必ず打診するようにしている。それでも嫌な人は嫌と言う。

(植村刑事局長)

自白事件で証人に出頭してもらうのは大変である、なかなか来てくれないという現状はあると思うが、それを解消していかないと、裁判員制度の下で公判中心主義による審理がなかなか実現できないと考えている。

(椎橋座長)

公判中心主義ということで、人証調べが増えているということは間違いのないことだが、さらにこれを進め、公判中心主義をより徹底させる必要がある。

現場の裁判官も、そのことを受け止めるのではないかと思うが、事務局においては、本日出た意見を尊重し、報告書の内容を検討していただきたい。

(植村刑事局長)

本日の御議論を検討して報告書を完成させたい。

エ その他の点について

(椎橋座長)

それでは、ここまで議論していただいた部分以外の部分について、御意見があれば伺いたい。

(岩橋委員)

人証の有用性については、あまり断定的に肯定せず、弾力的に考えるべきではないか。

(栃木オブザーバー)

人証の有用性については、経験的に、被告人の調書の朗読と被告人質問をすると、裁判員の記憶に残るのは被告人質問の方であり、直接聞いた方である。審理直後に評議に入ると、調書の朗読の場合、もう一度おさらいをしないと円滑に評議に入れられない場合もある。二人の共犯者を分離し、一方は調書で調べ、他方は被害者を呼んで調べた事例があったが、明らかに証人尋問をした方の理解度が高く、すぐに評議に入れたという経験もしている。

(植村刑事局長)

人証の有用性についての認識を的確に示したい。

(岩橋委員)

アンケートで裁判官の説明について分かりやすいとする回答が多い原因には、評議等において裁判員と裁判官との間の双方向のやりとりが可能なということがあり、当事者とはこの点でベースが大きく異なるのではないか。

(植村刑事局長)

裁判官の説明の分かりやすさについては、裁判官と裁判員が判断者として立場が共通していることが、本質的な要素として大きいものと認識している。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第21回 平成24年12月7日(金)午後3時から

(以上)